

# Business Certificate news

No. : TCCI-0034

Date: 2012年10月31日

## 取引先等への放射性物質に係る証明について －アラブ首長国連邦 アブダビ首長国向け産地証明に関するお知らせ－

原発事故に伴う各国の輸入規制の一環として、アラブ首長国連邦（以下、UAE）は、日本から輸出される食品に対して、生鮮食品の輸入を停止するとともに、生鮮食品以外の食品につき政府機関が認証した放射性物質検査証明書の提出を求めていましたが、このたび、農林水産省とUAEアブダビ政庁による協議が整い、規制内容が変更されました。

変更後の食品輸入規制では、一定の条件のもと、商工会議所のサイン証明による産地証明が利用できますので、下記によりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 期日

2012年10月30日～

#### 2. 商工会議所のサイン証明による産地証明が利用できる条件

指定地域※1以外で生産・加工された食品※2を、UAEアブダビ首長国へ輸出する時

※1 福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、静岡、秋田、岩手、長野、山梨、埼玉、東京および千葉の15都県

※2 水産物・水産物加工品を除く

#### 3. サイン証明の様式

様式の指定はありません。

#### 4. 参考情報

(1) 当該サイン証明の様式の参考

[「シンガポール向け産地証明（サイン証明）の発行に関するお知らせ」](#)

(2) 農林水産省HP

[アラブ首長国連邦アブダビ首長国向けに輸出される食品に関する証明書の発行について](#)

以上